

ユニット型個室短期入所利用料金

1) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費

当施設は、ユニット型介護保険施設短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定しております。

	サービス単位(1日)		介護報酬額(1日)		利用者1割負担額(1日)	
	基本型	強化型	基本型	強化型	基本型	強化型
要介護1	836	906	8,928	9,676	893	968
要介護2	883	983	9,430	10,498	943	1,050
要介護3	948	1,048	10,124	11,192	1,013	1,120
要介護4	1003	1,106	10,712	11,812	1,072	1,182
要介護5	1,056	1,165	11,278	12,442	1,128	1,245

	サービス単位(1日)		介護報酬額(1日)		利用者1割負担額(1日)	
	基本型	強化型	基本型	強化型	基本型	強化型
要支援1	624	680	6,664	7,262	667	727
要支援2	789	846	8,426	9,035	843	904

- * 表の1単位の単価は、法令による地域区分によって定められており、宝塚市は1単位を10,68円で計算します。
- * 表の施設利用料1日分は、金額換算時の端数処理により、差異が生じています。
- * 基本型と強化型については、月々の利用状況変動により、不定期に月単位で変更することがあります。
- * 表の料金は、介護保険負担割合 1割の方の負担額です。
2割・3割負担の方は、上記金額にそれぞれの割合を乗じた金額が利用料金となります。

2) 各種加算

項目	加算単位(1日)	内 容		☑
夜勤職員配置加算	24	夜勤職員の体制が20名に1名以上、かつ、入所者41名以上では2名、入所者40名以下では1名を超えるように人員配置してある場合に加算		
送迎加算(片道)	184	送迎が必要と認められる利用者に対して、その居宅と施設との間の送迎を行った場合は片道につき左記金額を加算		
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	(Ⅰ)	51	在宅復帰に向け入所者の家族と連絡調整を行ない、居宅介護支援業者に対して必要な調整・情報提供をし一定の指標を得た場合の加算	
	(Ⅱ)			
療養食加算	8/回	利用者の心身の状況にあわせ、医師の指示により糖尿食・心臓食・腎臓食等の療養食の提供を行った場合に加算		
緊急時治療管理	518	利用者の病状が重篤となり救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、処置等を行った場合に加算(同一の利用者に1月1回、連続3日を限度)		
総合医学管理加算	275	治療管理を目的として、居宅サービス計画書に計画されていない利用をした時に、診療方針を定め投薬・検査・注射・処置等を行い、かかりつけ医に診療状況を示す文書を添えて情報提供を行った場合に加算(利用中10日を限度)		
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	22	①介護福祉士が80%以上 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上 いずれかが配置されていること	
	(Ⅱ)	18	介護福祉士が60%以上配置されていること	
	(Ⅲ)	6	①介護福祉士50%以上 ②常勤職員が75%以上 ③勤続年数7年以上ある者が30%以上 いずれかが配置されていること	
個別リハビリテーション実施加算	240	利用者に対して個別リハビリテーションを20分以上実施した場に加算		
重度療養管理加算	120	要介護4又は5の利用者であって厚生労働省が定める状態にある方に対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養上必要な処置を行った場合		
口腔連携強化加算	50/回	利用者の口腔の健康状態評価を実施した場合、利用者の同意を経て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し評価結果を情報提供した場合に加算(1月に1回限り)		
緊急短期入所受入対応加算	90	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所サービスを緊急に利用した場合		
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減について、委員会開催や改善活動を継続的に実施。かつ、見守り機器等のテクノロジーを複数導入、介護助手の活用、1年以内ごとに1回・業務改善による効果を示すデータの提出を行っている場合に加算		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の7.5%	(Ⅱ)に加え、経験技能のある介護職員を一定割合以上配置し職員の充実が図れている場合		
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の7.1%	(Ⅲ)に加え、一定額以上の賃金年額改善が図れた者が1人以上おり、職場環境改善、見える化を図っている場合		
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の5.4%	(Ⅳ)に加え、資格や勤続年数等経験に応じた昇給の仕組みが整備している場合		
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の4.4%	介護職員等の確保、処遇改善に向けて、施設サービス費と各種加算、減算額を合計した金額の4.4%相当額で、その1/2以上を月額賃金で配分を行っている場合		

3) 所得別の負担額について(1日あたり)

所得段階	食費 (円/1日)	居住費(円/1日)			☑
		ユニット個室	個室	多床室	
第1段階 世帯全員が市町村税非課税の老齢福祉年金・生活保護受給者	300	880	550	0	
第2段階 世帯全員が市町村税非課税かつ年金収入が80万以下	600	880	550	430	
第3段階 ① 世帯全員が市町村税非課税かつ第2段階以外 (課税収入額が80万円超120万円以下)	1,000	1,370	1,370	430	
第3段階 ② 世帯全員が市町村税非課税かつ第2段階以外 (課税収入額が120万円超)	1,300	1,370	1,370	430	
第4段階 上記以外(市町村税課税者など)	1,880	2,030	1,700	430	

朝食:380、 昼・夕食:750

4) その他利用料

種類		利用料	
居室料金	2F 個室料金	4,200円/1日 (消費税込)	126,000円/30日(消費税込)
レクリエーション行事	当施設では季節の催しや、グループを招いてイベントを企画・実施致します ※任意参加	実費 1回 50円 ~ 1500円	
クラブ活動	華道クラブ	1回 1,000円	
	茶道クラブ	1回 200円	
	書道クラブ 文化クラブ 手芸クラブ アートクラブ 喫茶クラブ	1回 100円	
健康管理費	実費(インフルエンザ予防接種などの費用)		

☆ その他介護老人保健施設入所サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要になるものに係る費用であって、利用者に負担いただくことが適当と認められる費用は、利用者の負担となります。

▶医療費について

当施設の医師で対応できる日常的な医療・看護につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、急性期治療のための医療・歯科治療につきましては他の保険医療機関による入院・通院・往診により対応し、医療保険適用により別途自己負担していただきます。

5) 委託業者によるサービス・料金(希望される方のみ)

理美容サービス	委託業者理容師の出張による理髪サービス(月2回)をご利用いただけます。	実費 別表にて表示あり
日用品リース	委託業者によるリース品を、別契約にてご利用頂けます。	
肌着リース	(委託業者名での請求)	

6) 共同使用消耗品

共同使用となります消耗品(シャンプー、ボディソープ等)は、消耗品リースを採用しています。リース料1日分相当額をご負担いただきます。(料金は別表にて表示有)

7) 支払い方法

a) 郵便局 自動振込利用の場合

入所当日に、指定の自動振込申込み用紙をご提出ください。
毎月15日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の27日に指定の口座よりお引き落とし致します。領収書は翌月請求書郵送時に同封致します。

b) 銀行振込をご利用の場合

毎月15日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の27日までにお支払いください。お支払い頂きますと領収書を同封致します。

☆ 振込先 ☆	
三井住友銀行 宝塚支店 普通 4096605	イリョウホウジン ショウワカイ 医療法人 尚和会

＊利用者名にてお振込み下さい

c) 窓口支払い

毎月15日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の27日までに窓口にてお支払いください。
クレジットカードでのお支払いも可能です。
利用可能なカードについてはお問い合わせ下さい。